



平成 25 年 2 月 27 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号  
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社  
代表取締役社長 矢嶋 弘毅  
(コード番号 4281)  
問い合わせ先 戦略統括本部 IR 担当  
Tel: 03-5449-6300 email: ir\_inf@dac.co.jp

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議致しましたので、下記の通り、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日(火)に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするために、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日(当日は休日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	534,423 株
今回の分割により増加する株式数	52,907,877 株
株式分割後の発行済株式総数	53,442,300 株
株式分割後の発行可能株式総数	90,000,000 株

(注)上記の数値は、平成 25 年 1 月 31 日時点の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により増加する可能性があります。



### (3) 分割の日程

基準日設定公告日 平成 25 年 3 月 15 日 (金)

基準日 平成 25 年 3 月 31 日 (日)

ただし、当日は休日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日 (金) となります。

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日 (月)

### (4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価格を、平成 25 年 4 月 1 日 (月) 以降、以下のとおり調整いたします。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第 4-1 回および第 4-2 回 新株予約権	平成 19 年 6 月 27 日	67,448 円	675 円

第 1 回から第 4 回の株式報酬型新株予約権 (付与対象: 当社取締役) につきましては、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (新株予約権 1 個につき 1 円) に変更はなく、行使に際して、1 株当たり 1 円の出資から 100 株当たり 1 円の出資に変更となります。

## 3. 単元株制度の採用

(1) 単元株制度を採用し、単元株数を 100 株といたします。

(2) 効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日 (月)

(参考) 平成 25 年 3 月 27 日 (水) をもって大阪証券取引所における当社株式売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

## 4. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日 (月) をもって当社定款の一部を変更いたします。

株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。

株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条 (単元株式数) を新設いたします。

現行定款第 6 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

第 5 条の変更及び第 6 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。



現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000株</u> とする。
(新設)	(単元株式数) 第6条 当社の単元株式総数は、 <u>100株</u> とする。
第6条～第47条(条文省略)	第7条～第48条(現行どおり)
(新設)	附則 第5条の変更及び第6条の新設並びにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成25年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。

#### 5. その他

- (1) 今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。
- (2) 今回の株式分割は、平成25年4月1日を効力発生日としておりますので、平成25年3月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以 上